

三木里海水浴場駐車場管理業務仕様書

1 業務の名称 三木里海水浴場駐車場管理業務

2 業務の目的

三木里海水浴場における駐車場の管理を行うと共に、利用者のマナー遵守と安全確保を図る。

3 業務範囲

(1) 対象施設

三木里海水浴場 駐車場

第1駐車場（尾鷲市三木里町297番地、・297番地2）

第3駐車場（名柄町486番地・486番地1）

(2) 委託期間

令和7年7月18日（金）から令和7年8月17日（日）まで（31日間）

(3) 業務時間

午前8時30分から午後3時30分まで

4 業務内容

(1) 駐車場の管理

ア 車両管理業務

(ア) 車両の誘導

- ・過剰な車両誘導は行わず駐車位置を指示する程度にとどめること。
（事故等が起きないように細心の注意を払う）
- ・駐車場が満車になった場合は速やかに表示板を掲げ、その旨を来場者に指示すること。
- ・定められた駐車位置以外には駐車をさせないこと。

(イ) 駐車車両の管理

場内で事故、盗難等が発生しないように細心の注意を払い管理を行うこと。

イ 管理員の連携等

- ・管理員は、繁忙期においては4名、閑散期においては2名配置を基本とする。
- ・管理員は連携を密にし、満車時や緊急時に適切な対応が取れるようにすること。

ウ その他

- ・毎日、日誌を記録し、委託期間終了後、速やかに尾鷲市商工観光課へ提出すること。

エ 放置されたゴミなどは尾鷲市の指定するゴミの分類と出し方に沿って適切に処理すること。

5 留意事項

- (1) 駐車場内を巡回し、不審者やいたずらをする利用者がいないか確認を行うこと。
- (2) バーベキュー及びキャンプを行う者については、バーベキュー及びキャンプ可能エリアに誘導すること。
- (3) 管理員は管理に適した服装を着用すること。
- (4) 緊急時のホイッスルを常備すること。
- (5) 来場者への声がけの際は、言葉づかいに注意すること。
- (6) 委託業務の実施上必要な経費の負担について、消耗品類等に要する経費、その他委託業務に付随する経費は受注者の負担とする。
- (7) 警察に協力を仰ぐ必要のある事案については、警察へ協力を仰ぐこと。

6 事故発生時の対応

- (1) 救命活動を行うこと。
- (2) 同行者の人から、事故者の身元確認を行うこと。
- (3) 状況に応じて、人工呼吸などの適切な救命措置を行うこと。
- (4) 救急車の出動要請は迅速にすること。
- (5) 救急車が到着するまでの処置を適切に行うこと。
- (6) 必要に応じて、下記の関係機関に連絡すること。
 - ・消防 119 (三重紀北消防本部尾鷲消防署 22-2020)
 - ・警察 110 (尾鷲警察署 25-0110)
 - ・尾鷲市商工観光課 23-8223

7 台風接近時の対応

- (1) 台風の接近又は荒天により、高波や雷等が発生により、遊泳禁止措置を取る際は、放送等により来場者にその旨を周知するとともに、三木里海水浴場駐車場各入り口に遊泳禁止の表示を行うこと。
- (2) 再開の際は、事前に最新の気象情報(津地方気象台059-228-4745)を確認し、尾鷲市商工観光課と協議すること。
- (3) (1)(2)の措置をとる場合は、尾鷲市商工観光課へ報告すること。

8 その他

この仕様書に規定するもののほか、受託者への業務の内容及び処理について、定めのない事項又は疑義が生じた場合には、尾鷲市商工観光課と協議のうえ決定するものとする。

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。